
地域における日本語教育の体制整備

〔文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における
審議状況の説明〕

平成20年度文化庁日本語教育大会

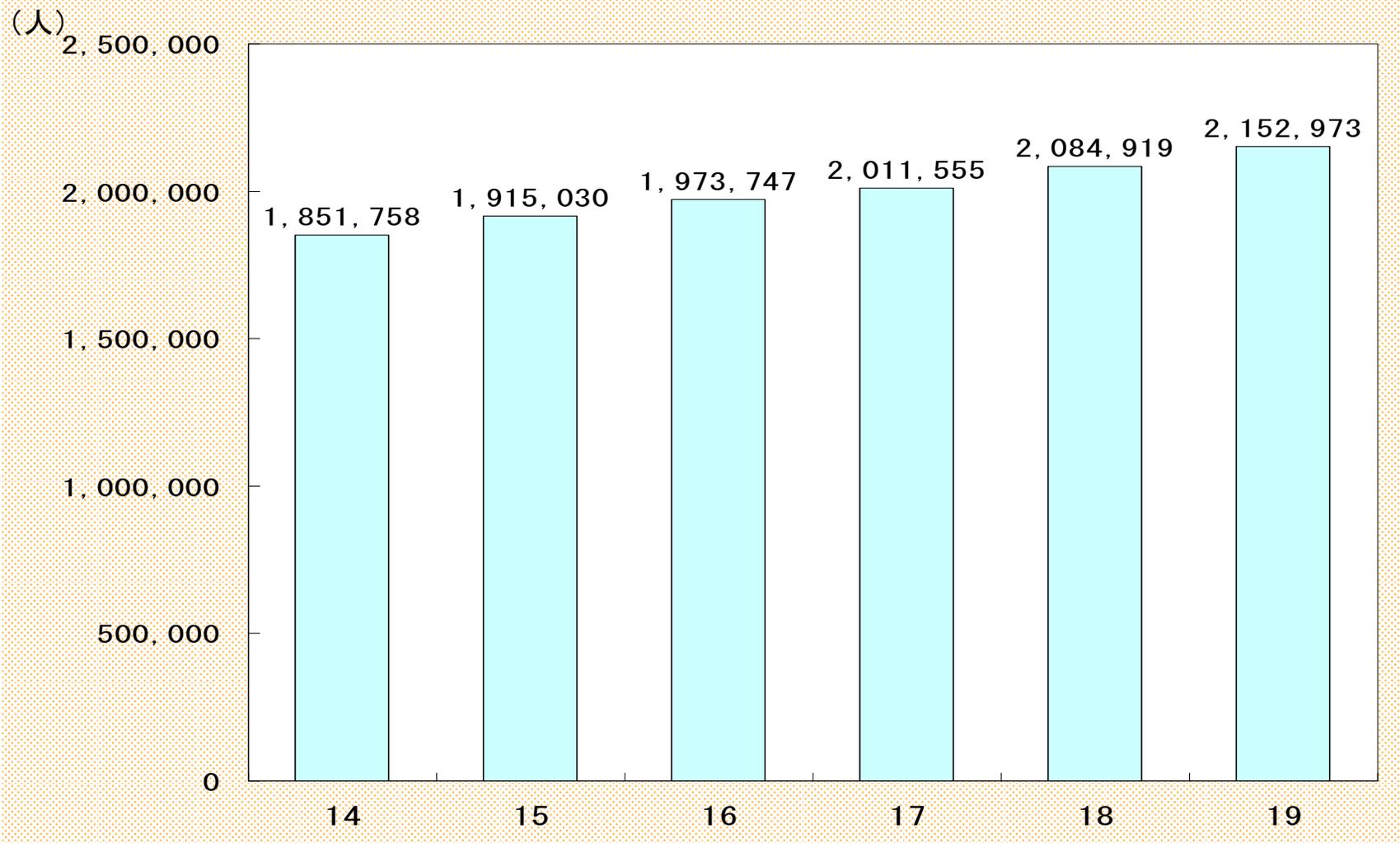
平成20年8月29日

昭和女子大学 グリーンホール

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査

西原 鈴子（東京女子大学教授）

1 外国人登録者数の推移



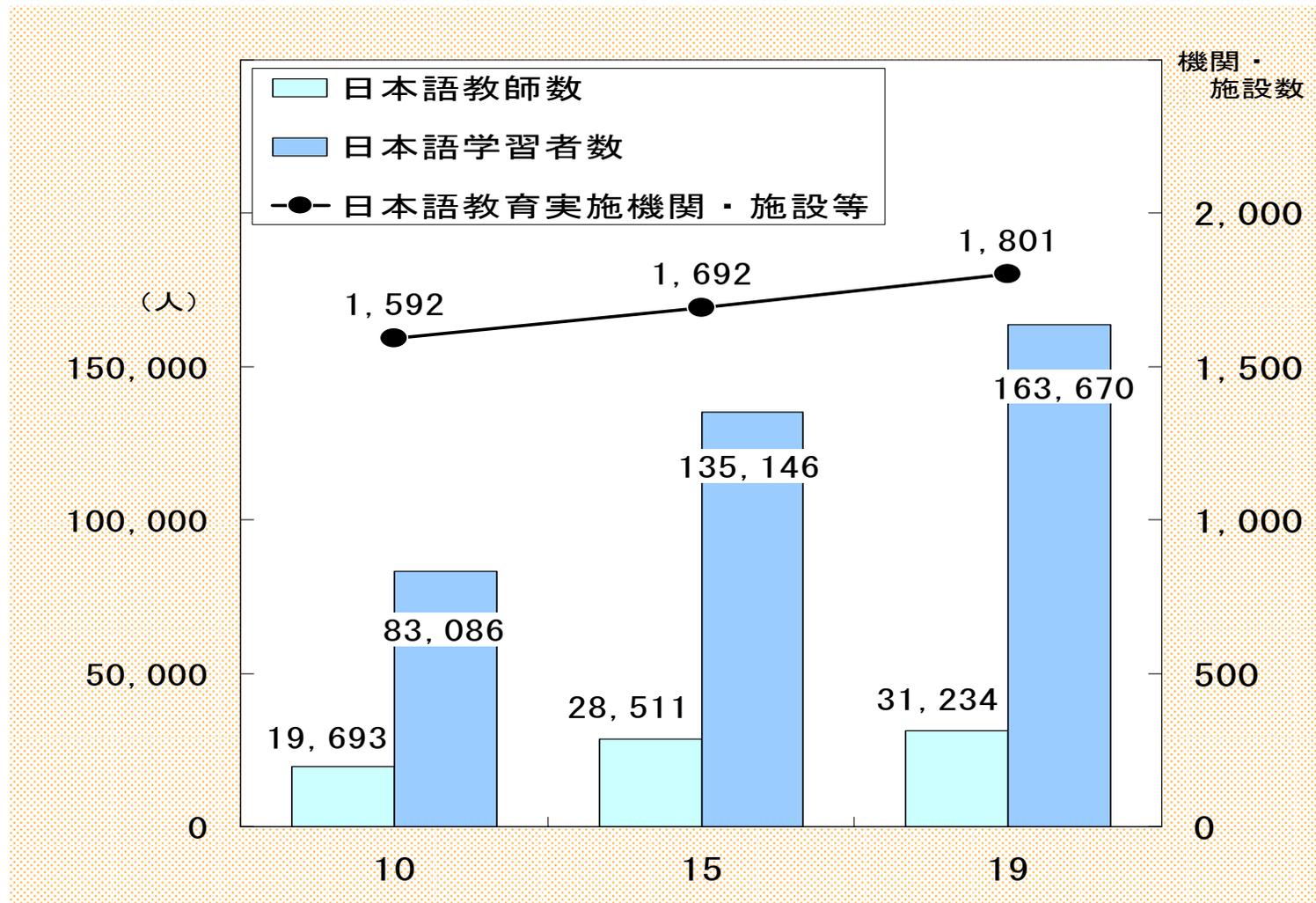
※出典：法務省調べ

2 国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

国籍 (出身地)	平成9年	平成14年	平成19年
総数	1,482,707	1,851,758	2,152,973
韓国・朝鮮	645,373	625,422	593,489
構成比 (%)	43.5	33.8	27.6
中国	252,164	424,282	606,889
構成比 (%)	17.0	22.9	28.2
ブラジル	233,254	268,332	316,967
構成比 (%)	15.7	14.5	14.7
フィリピン	93,265	169,359	202,592
構成比 (%)	6.3	9.1	9.4
ペルー	40,394	51,772	59,696
構成比 (%)	2.7	2.8	2.8
米国	43,690	47,970	51,851
構成比 (%)	3.0	2.6	2.4
その他	174,567	264,621	321,489
構成比 (%)	11.8	14.3	14.9

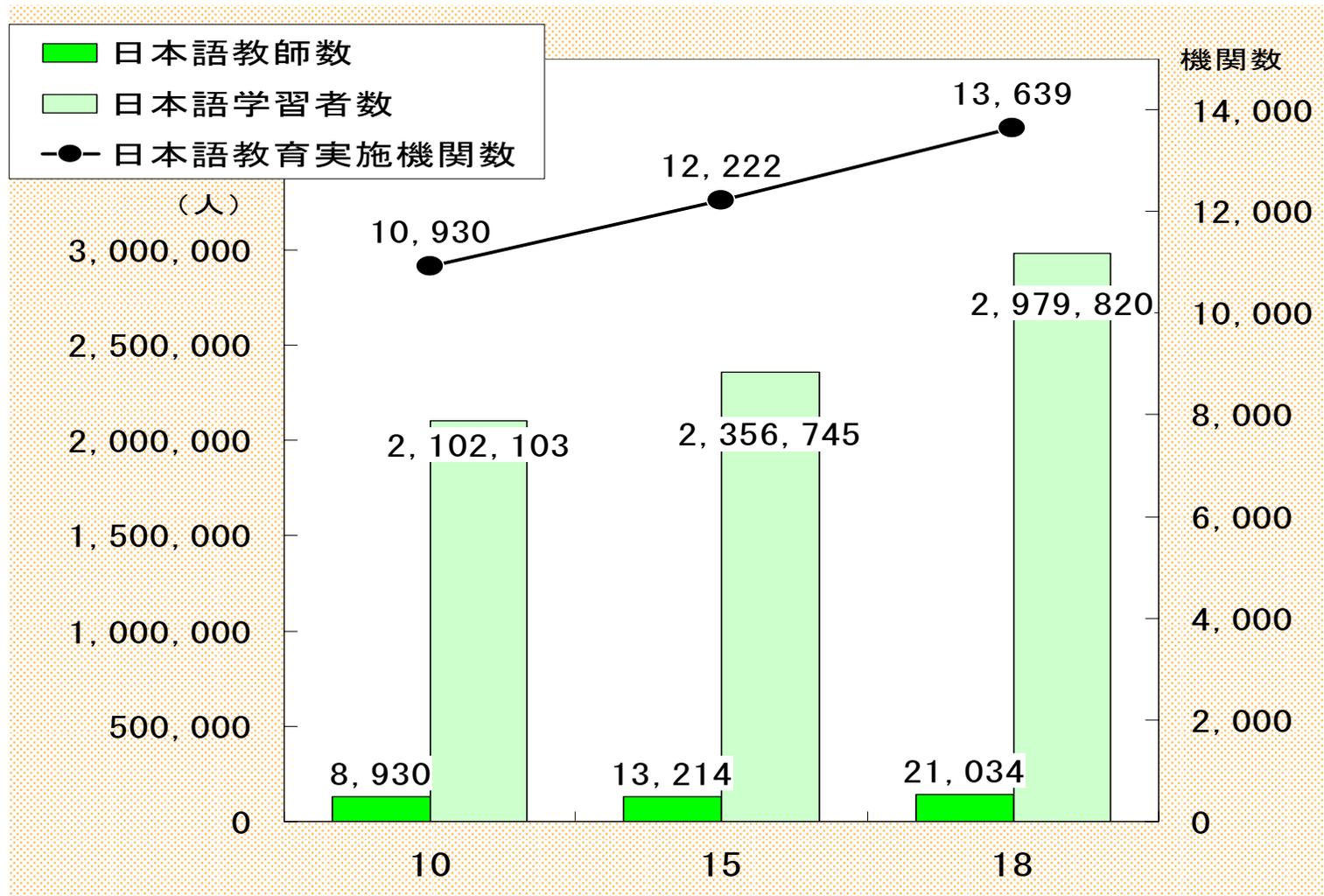
※出典：法務省調べ

3 日本語教育機関数、教師数、学習者数の推移（国内）



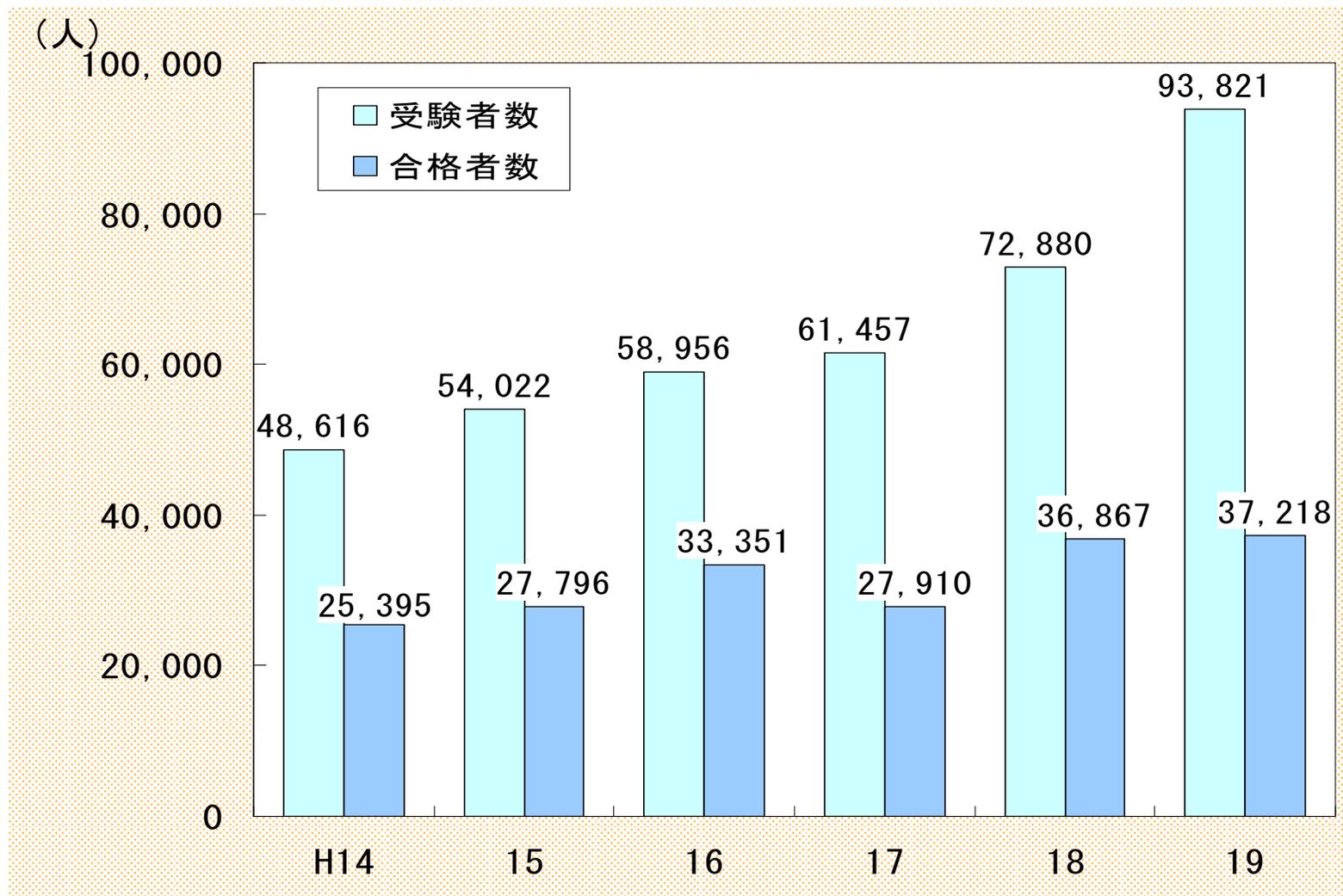
※出典：文化庁調べ

4 日本語教育機関数、教師数、学習者数の推移（海外）



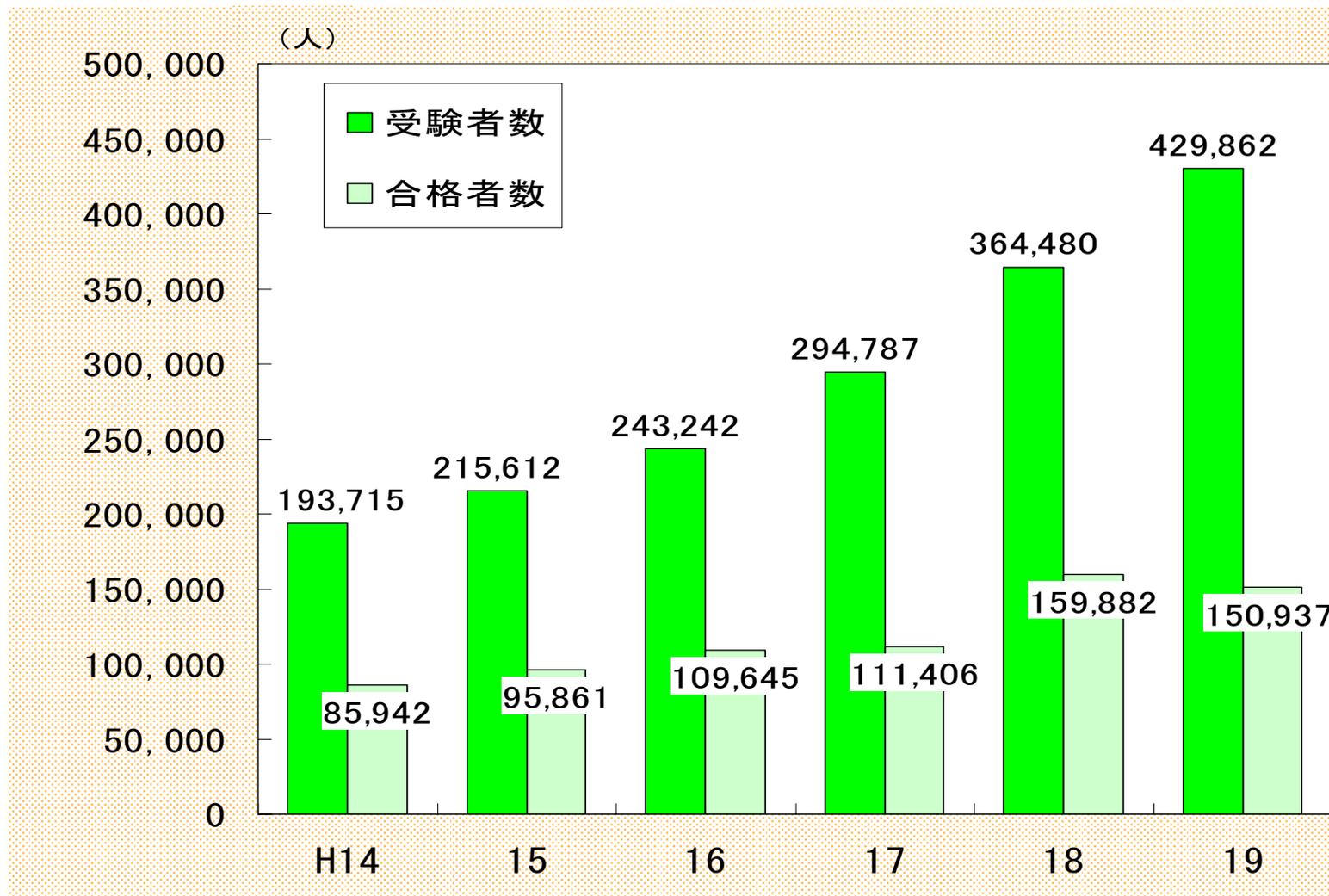
※出典：国際交流基金「海外日本語教育機関調査」

5 日本語能力試験 受験者数と合格者の推移（国内）



※出典：（財）日本国際教育支援協会

6 日本語能力試験 受験者数と合格者の推移（海外）



※出典：（独）国際交流基金

7 日本語教育に関する各種の提言

日付	提言名
平成16年4月	外国人受け入れ問題に関する提言 (日本経済団体連合会)
平成18年5月	グローバル戦略 (経済財政諮問会議)
平成18年11月	よっかいち宣言 (外国人集住都市会議)
平成18年12月	「生活者としての外国人」に関する総合的対応策 (外国人労働者問題関係省庁連絡会議)
平成19年2月	今こそ、世界に開かれた日本語を (国際交流基金・日本語教育懇談会)
平成19年5月	アジア・ゲートウェイ構想 (アジア・ゲートウェイ戦略会議)
平成19年6月	長期戦略指針「イノベーション25」 (閣議決定)

8 日本語教育に関する文化庁の主な事業の概要

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

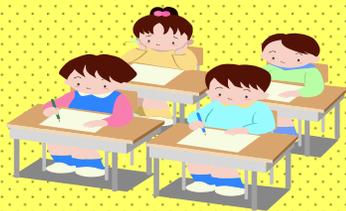
- 日系人等を活用した日本語教室
- 退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成
- ボランティアを対象とした実践的長期研修
- 外国人に対する実践的な日本語教育の研究・開発
- 日本語教育ハンドブックの作成・配布

外国人の円滑な社会生活

地域日本語教育支援事業

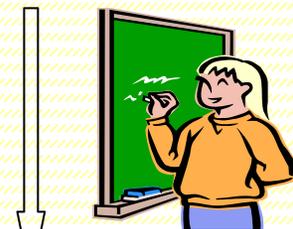
- 人材育成
- 日本語教室設置運営
- 教材作成
- 連携推進活動

4分野の意欲的で先導的な事業企画を公募・委託



難民に対する日本語教育の実施

- 通所式施設での日本語教育の実施
- 日本語ボランティア団体等への支援
- 日本語教育相談の実施等



難民 { 条約難民
インドシナ難民

中国帰国者に対する日本語教育への支援

【作成】
日本語学習教材
教師の指導参考書
↓
【配布】
厚生労働省
都道府県等
↓
中国帰国者



その他： 日本語教育実態調査の実施，日本語教育大会の開催 など

9 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の開催趣旨について

(平成19年7月20日 報道発表資料から)

1 背景

近年、我が国に居住する外国人は増加の一途をたどっており、平成18年末の外国人登録者数は約208万人（法務省調べ）と過去最高を更新し、我が国総人口に占める割合は、1.63パーセントとなっている。経済のグローバル化の中で、この数は今後も増加していくことが予想されている。このような中で、日系人等を中心に、日本語能力が十分でないこと等から、地域社会との間で摩擦が生じるなど様々な問題が発生している。

これらの状況を受け、外国人に対する日本語教育については、内閣官房に設置されている「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等の各種会議において、その重要性が指摘されているところである。また、関係省庁、地方公共団体、大学等の教育機関及び地域のボランティア団体等においても、外国人に対する日本語教育に係る様々な取組が行われている。

しかしながら、これまでのところ、それらの取組はいわゆる対処療法的なものにとどまっており、また、各取組の連携も行われているとは言い難い状況にある。

2 趣旨

我が国における国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議する文化審議会国語分科会において、この問題を取上げて議論を行い、今後の具体の施策に資する提言を行う予定とし、この特別の事項を審議するために日本語教育小委員会を設置するものである。

10 今後検討すべき日本語教育の課題（平成20年2月1日文化審議会資料） （大会パンフレット35頁に掲載）

I 多文化社会における日本語と日本語教育

背景

- ・外国人の増加（外国人登録者数208万人）
- ・外国人の多様化（韓国朝鮮人以外の占める割合の増加）
- ・外国人の滞在の長期化（「一般永住者」の増加）

理念

- ・外国人の社会参加を促進するための共通語としての日本語の普及と学習の促進が必要
- ・日本語教育の内容の検討と学習機会提供のための仕組みの整備が必要

II これまでの文化庁における日本語教育の取組

文化庁は、以下のような施策を通じ、我が国に在住する外国人への日本語学習支援を実施。

- ① 地域における日本語教室の開催
- ② 日本語ボランティアの研修事業への支援



成果

- ・地域における日本語教育への自治体関係者の理解が促進
- ・一部の自治体において事業が自立化

引き続き取り組むべき課題

- ・コーディネーターの配置、リソースセンターの設置
- ・ネットワークの構築
- ・地域の日本語教育に対する自治体等関係者の理解の促進
- ・地域自らの事業企画能力の向上
- ・行政と支援者の連携協力の促進

新たな課題

- ・日本語学習動機の向上
- ・社会参加を支える生活のための日本語教育カリキュラム作成

III 今後検討すべき課題

1 内容の改善

- (1) 地域における日本語教育の専門性と内容の明確化
- (2) 地域の日本語教育を担う専門職の養成

2 体制の整備

- (1) 日本語教育の政策的位置付け
- (2) 地域における体制整備

3 連携協力の推進

- ・関係者間の連携を取った学習支援体制の整備
- ・日本語教育以外の分野の専門家との連携

1 1 地域における日本語教育の体制整備について（その1）

（平成20年7月31日，国語分科会日本語教育小委員会における審議経過のポイント）

（1）各機関の役割分担と連携

① 国の担うべき役割（「国」とは，基本的に文化庁のことを指す。）

- ・ 生活者としての外国人に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法，地域における日本語教育の体制整備の在り方を，指針として示すこと。
 - ・ 適切な財政支援を行うなど，地域における日本語教育の体制の整備を支援すること。
 - ・ 日本語能力の測定方法及び指導力の評価方法について，一定の指針を示すこと。
 - ・ 都道府県及び市町村と連携して，国が示す指針の具体化を担う人材を養成すること。
 - ・ 地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できる「指導者の指導者」を養成すること。
-

1 2 地域における日本語教育の体制整備について（その2）

（平成20年7月31日，国語分科会日本語教育小委員会における審議経過のポイント）

② 都道府県の担うべき役割

- ・ 都道府県の実情に応じた域内の日本語教育の体制整備を行うこと。
- ・ 国が示す指針を参考に，その実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整すること。
- ・ 市町村において日本語教育を事業化し推進する人材を，市町村と連携して養成すること。
- ・ 以上のほか，域内の日本語教育の実態把握，域内関係者の連絡会議の開催，他事業との連携協力，活動内容の広報等を行うこと。

1 3 地域における日本語教育の体制整備について（その3）

（平成20年7月31日，国語分科会日本語教育小委員会における審議経過のポイント）

③ 市町村の担うべき役割

- ・ 日本語教育の内容・方法を，現場の実情に沿って具体的に編成・実施していくこと。
- ・ 地域における日本語教育の指導者を養成すること。
- ・ 以上のほか，日本語教室の設置運営，学習者及び指導者からの相談対応，域内外の人材・情報リソースの活用等を行うこと。

1 4 地域における日本語教育の体制整備について（その4）

（平成20年7月31日，国語分科会日本語教育小委員会における審議経過のポイント）

（2）各機関の連携協力の在り方

- 国と都道府県，国と市町村，都道府県と市町村間の連携はもちろんのこと，関係省庁間，都道府県間，市町村間の連携が重要。
- 国，都道府県及び市町村は，それぞれのレベルで，関係団体等とのネットワークを形成し，協力関係を構築することが必要。また，このための調整機能を担う人材を養成することが必要。
- 小学校，中学校及び高等学校等においても，地域における日本語教育機関・団体と連携協力することが求められる。

15 地域における日本語教育の体制整備について（その5）

（平成20年7月31日，国語分科会日本語教育小委員会における審議経過のポイント）

（3）地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割

- 都道府県及び市町村は，国の指針を現場に適用可能な具体的なものにするため，ボランティアに依存していた日本語教育の現状を改善し，日本語教育のコーディネート機能を本来業務として位置付け，それに要する人材をできる限り常勤職員として配置することが重要。
- 例えば，都道府県及び市町村が設置する国際交流協会には，過去の経緯も含め地域の実情に詳しい人材が登用されているところもあり，それらが継続的に日本語教育のコーディネート機能を果たすことが期待される。